


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨 東京労働局長が、東京都最低賃金を27円引上げ時間額985円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の臨時職員の時間給が最低賃金を下回るため改正を行うものである。						
2) 主な改正内容 ・別表第1に規定された一般事務及び図書館勤務員について時間給を30円引き上げ、「960円」から「990円」に、保育士職（その他）及び児童館・学童保育所業務員（その他）について時間給を20円引き上げ、「970円」から「990円」にそれぞれ改める。						
3) 施行日等 平成30年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。						
4) 影響及び効果 最低賃金法の趣旨に沿った対応となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに要綱改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。